

# 管理運営基準と施設基準の根拠規定について(案)

## 現行

## 改正後

国

食品衛生法  
施行規則  
(省令)

●管理運営基準

- ・規定なし

●施設基準

- ・規定なし

※両基準とも自治事務として各自治体が  
条例等で規定(国は指針となる通知を発出)

●管理運営基準(HACCP衛生管理含む。)

- ・届出業種を含むすべての事業者に適用

●施設基準(参酌基準)

- ・飲食店営業、そう菜製造業等  
政令で定める許可32業種に適用

※現行の規定と大きな変更はない

都

食品衛生法  
施行条例

●管理運営基準(公衆衛生上講ずべき措置  
の基準)

- ・すべての事業者に適用

●施設基準

- ・飲食店営業、そう菜製造業等  
政令で定める許可34業種に適用

※国の通知等に基づき規定

●管理運営基準

- ・削除  
(新たな省令による基準が適用される)

●施設基準(実際の基準)

- ・飲食店営業、そう菜製造業等、  
政令で定める許可32業種に適用

※現行の規定と大きな変更はない

食品製造業等  
取締条例

●管理運営基準(衛生管理運営基準)

- ・すべての条例許可・届出業種に適用  
(行商、卵選別包装業者を含む)

●施設基準

- ・すべての条例許可業種に適用  
つけ物製造業、そう菜半製品等製造業、  
液卵製造業、魚介類加工業
- 製菓材料等製造業、粉末食品製造業、調味料等  
製造業、食料品等販売業、弁当等人力販売業
- ・条例届出業種の一部に適用  
給食供給者

●管理運営基準

- ・削除  
(新たな省令による基準が適用される)

●施設基準

- ・削除

条例許可業種から法規定による届出業種になるため  
施設基準の適用はなくなる。